

秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第 8 号

秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設条例を廃止する条例
秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設条例（平成16年秋田市条例第82号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。